

2025 年度教員評価の概要

2025 年 12 月 25 日

東京大学大学院法学政治学研究科長

橋爪 隆

I はじめに

大学院法学政治学研究科・法学部（以下、「当研究科」という。）が実施する教員の定期的評価は、2017 年度、2019 年度、2022 年度に続き、今回で 4 回目となる。実施に至る経緯、実施の趣旨は、当該年度の「教員評価の概要」に当時の研究科長が記しているとおりである。

東京大学は、2010 年 2 月、役員会において、「東京大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）」を取りまとめ、各部局が主体となって「教員を対象に、教育、研究、組織運営、社会貢献等の活動について、……定期的な評価……を行う」という方針を明らかにした。当研究科における教員の定期的評価は、この全学的な方針の決定を 1 つの契機とし、その内容を踏まえつつ、学問領域、活動領域の特性を考慮した検討を重ね、実施に至ったものである。

他方、当研究科は、すでに早い時期から、教員の自己規律を維持強化することと、外部から評価を受けられるように自らの活動を可視化することに、積極的に取り組んできた。「学部およびそのスタッフの活動状況を学部の内外に明らかにすることにより、学問的な相互協力を容易にし、また業績の公開を通じて、スタッフの自省を図ると同時に、外部からの批判のための素材を提供すること」（伊藤正己『法学部研究・教育年報』の発刊にあたって）を主要な目的として編まれた『東京大学法学部 研究・教育年報』（以下、『年報』という。）は、1971 年 9 月の創刊以来、2019 年度まで隔年で刊行を重ね、その後は 3 年に 1 度の刊行とされて、本年度刊行のもので 27 号を数える。2019 年度刊行の『年報』第 25 号からは、当研究科の「自己点検及び評価の結果」を取りまとめて掲載している。当研究科が実施する

教員の定期的評価は、これまでの『年報』による自己点検・自己評価の取り組みを基礎とし、自己点検・自己評価の一環をなすものにほかならない。

II 定期的評価の方法

当研究科が実施する教員の定期的評価の内容と手順は、次のとおりである。2017 年度に第 1 回の教員評価を実施して以降、変更はない。

- (1) 評価の対象とする教員は、教授会構成員である教授および准教授、並びに研究に従事している講師および助教とする。
- (2) 全学の方針に沿い、評価項目は、教育活動、研究活動、学内における管理運営業務、学外での学界および社会への貢献の 4 項目とする。
- (3) 評価を担当する組織として教員評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設ける。この委員会は、評議員、副研究科長、総合法政専攻長、法曹養成専攻長のほか、民刑事法、公法、基礎法学、政治の各領域から必ず委員が含まれるようにメンバーを構成する。今回は、7 名の教員で評価委員会を構成した。
- (4) 各評価対象教員は、評価委員会が定めた書式に従い、評価対象である各年度における（2）に掲げた 4 項目についての自己評価報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- (5) 評価委員会は、委員が分担して、提出された自己評価報告書および評価対象年度の各教員の担当授業の授業アンケート結果を資料として検討し、各教員の第 1 次評価案を作成する。評価は、
 - 期待される水準を上回る
 - 期待される水準にある
 - 期待される水準に一歩及ばないの 3 段階で行う。なお、このほかに、期限までに自己評価報告書が提出されなかつ

たために評価を行いえないときには、「必要な資料が提出されていない」との表記を行うこととする。

- (6) 評価委員会は、第1次評価案を当該各教員に提示し、意見を聴取する。それを踏まえて各委員が担当する教員についての第1次評価を確定する。
- (7) 評価委員会は、全体で第1次評価の結果について審議し、必要がある場合には所定の手続を経て個別の評価の変更・訂正などを行い、その議を経て第2次評価を確定し、各教員に通知する。
- (8) 評価結果は、その概要を研究科のホームページで公表する。
- (9) 評価委員会は、特に必要があると判断するときは、評価対象教員に対して意見を述べ、または助言をすることができる。また、研究科長は、研究科・学部の運営において、教員から提出された自己評価報告書および委員会による評価結果を常に参考とする。

III 2025年度における評価の実施と結果の概要

2025年度の教員評価は、2012年4月1日から2025年3月31日までを評価対象期間とし、その期間に在職していた教員（退職者は除く）92名を対象として実施した。具体的には、2025年4月のGW前を締切として評価対象教員に自己評価報告書の提出を依頼し、それをもとに第1次評価を行って、11月初めに同評価を確定した。そして11月に評価委員会を開催して第2次評価を確定し、同月下旬に同評価を評価対象教員に通知した。

評価結果の概要是、以下のとおりである。

- 期待される水準を上回る 12名
- 期待される水準にある 79名
- 期待される水準に一歩及ばない 1名

以上の評価結果によれば、評価対象期間における評価対象教員の研究活動、教育活動、学内における管理運営業務、学外での学界および社会への貢献の4項目についての評価は、前回に引き続き、全体として、期待される水準にあることができる。

IV おわりに

当研究科としては、今回の結果を踏まえて、教員の自己規律の維持と活動の外部への公表に引き続き努めていきたい。なお、今回の教員評価に際し、評価対象となった教授・准教授から提出された自己評価報告書は、『年報』第27号において、「教授・准教授個人の活動」として公表する。次回の評価は、2025年4月1日から2028年3月31日までを評価対象期間として、2028年度に実施する予定である。